

◎烏賀陽氏講演

・ 前文

「SLAPP」(スラップ)とはStrategic Lawsuit Against Public Participationの略だ。「公的意思表明の妨害を狙って提訴される民事訴訟」を意味する。1980年代のアメリカで、開発行為や環境破壊に反対する住民運動に対し、企業側が「名誉棄損」「業務妨害」などを名目に提訴する、嫌がらせ目的の民事訴訟が頻発した。こうした権利の侵害に対し90年代から法学者や市民団体が英語のSlap(ビンタ、ピシャリと打つ)と同じ発音を掛けたこの法概念を広め、今では27州で反SLAPPの法律や判例、裁判所の手続き規定がある。昨年12月には連邦議会下院にも法案が上程された。

ヒットチャート会社のオリコンから、雑誌に掲載された談話を名誉棄損として5000万円の賠償を請求されたジャーナリストの烏賀陽弘道さんは、今年2~3月に23日にわたってアメリカで反スラップ法の実情を調査。「日本の民主主義の成熟のためにも反SLAPP法が必要」と熱く語った。

・ 講演ここから

会場にご参加の方は最近のメディアや裁判の動向に関心が高そうですね。私が雑誌の取材を受けて答えた内容が、オリコンというヒットチャート会社から名誉棄損だと言われて33カ月間の訴訟に巻

き込まれた「オリコン裁判」についてはご承知のことでしょう。今回は「裁判終結の後、烏賀陽はどうしていたのか」ということをお話しましょう。

結論から言うと、訴えられたことによって被った損害は、収入源や弁護士費用など総計990万円ぐらいになった。私が社員記者として訴えられたのであったら、そのまま固定給がもらえるだろうが、2003年に朝日新聞を辞めてフリーランスになったから、裁判の準備などに時間を取られると、そのまま収入が減る。そういう収入減も全部合わせると裁判を起こされる前、2005年の年収が500万円あったのが、ひどい年で150万円にまで下がった。どうやって生活できていたのかよく分からないほどだ。経済的被害のほか、心労から不眠症やうつ症状にもなったっという健康被害もある。

■嫌がらせ訴訟が違法でない

裁判は、オリコン側が「負けを認めるので撤退する」と宣言して一方的に終わった。負けを認めているのだから、私の経済的損害は補償してくれるだろうと思ったら、オリコンは一切拒否した。裁判官に「あまりにひどいじゃないか」と抗議すると、「烏賀陽さん、民事提訴を起こす権利は日本国憲法で誰にも保障されています。その権利を侵害することはできないので、裁判そのものを違法に問うことはできません」と言われた。私はがく然とした。そう言われて調べてみると、日本の現行の法律では確かに

そうになっている。提訴そのものを不法行為として損害賠償請求することはできない。この訴訟のように、オリコン側がわざわざプレスリリースまで出して「この提訴の目的は烏賀陽を謝らせるためだ。損害の賠償は目的ではない」と公言しているような反社会的な提訴ですら、違法とすることはできない。

学者に聞いても弁護士に聞いても同じことを言われた。まして裁判官がそう言っているので、日本の民事法廷としてはここが限界なのだ。それが分かった。

そんなばかな。嫌がらせの訴訟はやり放題。なのにまったく責任を問われない。これが不法行為に問えないなんて、そんなばかなと思った。私はオリコンを訴訟権の濫用で反訴したが、それも裁判官は「認められない」とはつきり言った。訴訟権の濫用で反訴が認められることは、まずないそうだ。

■SLAPPを知る

そんなはずがあらうかと私は関心を持ち続け、あちこち外国の法制度をインターネットで調べてみた。そこで発見したのが「SLAPP」という法概念。民事提訴を起こして相手に肉体的、精神的、金銭的な負担を負わせ、誰かの意見表明、反対や批判を妨害する訴訟のことをSLAPPと呼ぶ。グーグルを「SLAPP」で検索すると英語の法律サイト、NGOやニュースが367万件も出てくる。そんな調子なら、外国ではこの「SLAPP」はもう日常、当たり前に使われている。

ところが、日本では学者も弁護士もSLAPPが何かさえ知らない。オリコン裁判が終わった時に「日本ではSLAPPという法概念や被害を防止する法律がないのはなぜだろう」と思って国内で取材してみた。が、弁護士、裁判官、学者と、誰に聞いてもSLAPPという言葉すら知らない。しょうがないので、それなら自分で外国に行って調べようと思い立った。

さきほどのグーグルで引っ掛かった海外の関係者に片っ端からメールを打ってみた。内容は非常にシンプルだ。「私は日本のジャーナリストです。私は取材を受けてメディア上で発言したことで名誉毀損の民事訴訟を提訴され、33カ月間苦しめられました。ところが、日本にはSLAPPという概念すらありません。あなたの国にどんなSLAPPを規制する法律があるのか行って調べたいので助けてくれませんか」という内容。親切に助けてくれたのは"California Anti SLAPP Project"という弁護士が率いる市民団体。サンフランシスコ郊外のバークリーで、マーク・ゴールドウィッツという弁護士が主宰している。「いつでも来なさい。取材先を紹介しあげるし、必要なことは全部教えてあげる」と、全米の学者や反SLAPPの活動を専門にしているNPOのリスト、SLAPPの被害者のメールアドレスまで送ってくれた。しかも、ご自分が担当したSLAPP訴訟の訴状や判決などをPDFにしてどさどさ送ってくれた。

ゴールドウィッツ弁護士のおかげでドアが開いた。ぜひ取材に行こうと思った。オリコン裁判が終わったのは2009年の8月。その直後からメールを打って準備を始め、秋から年末にかけて飛行機代やホテル代などの取材費を出してくれるスポンサーを探した。出版社をはじめあちこち頼んだが、全滅した。週刊金曜日、新潮社や岩波書店など「本を出したい」「取材した」と企画書を持って回ったが、全部断られた。このまま待っているのは、スポンサーが見つかるころには「オリコン裁判」も「SLAPP」という言葉も忘れられてしまう。後でスポンサーを見つければいいやと、ネットで安いエアチケットと宿を見つけて、2月から3月にかけて23日間行ってきた。

■アメリカでは1990年代に州法

自分のお金を使って海外まで取材に行つて「えらいですね」と言われるが、惜しいとか痛いという気持ちはゼロ。誰も取材してない「特ダネ」だし、日本の言論の自由のために貢献できるのだから。実際、アメリカに行つてみたら、宝の山だった（笑）。「民事訴訟を嫌がらせ目的で使う」ことは、いわば「言論弾圧の最も洗練された形」だ。それに対するアメリカ人なりの解決法が分かってきた。そして、それは日本にも応用が可能だという結論を得た。

アメリカでスラップ訴訟が頻発し始めるのは1980年代。社会問題化し、SLAPPという言葉が

世に出たのも80年代。アメリカの各州でSLAPP被害を防止するための法律が作られ始めるのは90年ごろから。今回モデルケースに選んだカリフォルニア州では、SLAPP被害防止法のことを英語では「Anti SLAPP Law」という。これができたのが1992年。そのカリフォルニアでも、全米で3番目くらい。2010年現在、アメリカの27州と1地域（グアム）に何らかの形でSLAPP被害を防止するための法律、または裁判所手続き規定があり、遅くとも90年代の半ばにはこうした法制度が出そろっている。アメリカでは、こうした民事訴訟に関する法律はすべて州法。だから反SLAPP法の内容は州ごとに違う。まだ全米をカバーする連邦法はない。

が、アメリカで最も訴訟件数が多く、また人口と企業が多いニューヨーク州とカリフォルニア州は、反SLAPP法を持っている。だから訴訟件数全体でいえば、大半が反SLAPP法の適用範囲に入っている。

そういう意味で日本はアメリカに20年弱遅れている。ニューヨーク州とカリフォルニア州には10校か20校ぐらいはロースクールがあって、そこに毎年、何十人という日本人の弁護士や法学者が留学しているのに、なぜ20年間このことを誰も伝えなかったのか不思議でしようがない。しかもニューヨークやカリフォルニアには日本の新聞社、テレビ局、通信社の特派員がたくさんいて、3年に1回は交代している。この20年で50人ぐらいは行って

いる。なのに、誰もこれほど重要なことを報じていない。

フリーの私が手弁当で調べた取材が、過去20年間で初めてのSLAPP報告だったことになる。これはもちろんぼやきだが（笑）、馬鹿にしないでほしい。私たちは知らないうちに自分たちの民主主義的権利について、自覚する以上に遅れを取っているのではないか。

昨年12月にはとうとう、SLAPP被害を防止する連邦法案が下院に提出された。2010年は中間選挙の年なので、選挙明けまで議会の動きは止まると思われる。が、来年には反SLAPP連邦法が可決される可能性が非常に高い。意見表明を封じるための民事訴訟はアメリカ全土で規制されるという新しい段階に入る。カナダでもケベックなどいくつかの州でSLAPP被害を防ぐ法律がある。

先日、スウェーデンのある大学の研究機関から電話取材を受けた。「日本での言論の自由とSLAPPの関係を教えてほしい」と言われたので、スウェーデンでSLAPP被害は起きているのかと逆に取材したら、「こういう民事提訴はSLAPPと認識されるまでもなく裁判所に棄却されてしまうので問題にならない」と言われた。調べれば、アメリカ以外にもこうしたSLAPPに対する歯止め措置を持っている国はかなりあるだろう。

■住民運動へSLAPPで威嚇

今回の取材では、カリフォルニア州をテストケ

ースとして徹底的に調べてみた。なぜか。同州は全米で最も人口の多い州で、3000万人の人口を持つ。全米トップ50の都市のうち8つがある。人口が多くて都市に集中している。州の面積が日本と同じくらい。企業活動が活発なので、住民との摩擦が起こりやすい。カリフォルニア州では、宅地・リゾートといった開発問題や、最近では産廃物処理場などの開発行為への住民 / 反対行動に、民事提訴の形で妨害活動が行われる。

取材してみると、日本でもこうした住民 / 市民運動に対して起こされたSLAPPが多数あることがわかった。非常に深刻な例は山口県・祝島住民の原子力発電所反対運動へ中国電力が起こした民事訴訟。これなどアメリカなら典型的なSLAPPになる。

こういう訴訟をカリフォルニア州ではどう解決しているのか。民事訴訟法を改定する形で反SLAPP法が作られた。もし私のオリコン訴訟がカリフォルニア州で起きていたらどうなるのか、SLAPP対策を専門にしている弁護士やNGOに聞いてみた。誰もが「それは教科書に載っているようなSLAPPだな」と笑った。そして「たぶん3、4カ月で終わるだろう」と言われた。「私は1千万円ぐらい損害を受けたが、いくらかかるでしょう」と聞くと「弁護士費用を除くとだいたい300ドル(3万円弱)ぐらいかな」という答えだった。

私に対してオリコンがロサンジェルスとかサンフランシスコで「名誉棄損だから5千万円払え」と訴

訟を起こしたとすると、訴えられた私はサンフランシスコ地方裁判所に対して「このオリコンの提訴はSLAPPである。雑誌でオリコンに批判的なことを言ったがゆえに、オリコンは嫌がらせをしようとして提訴した。棄損された名誉の回復がオリコンの目的ではない」という動議 (motion) を提訴の段階で裁判所に出す。そうするとサンフランシスコ地裁は、証拠調べや証人尋問などすべての手続きに入る前に、この裁判がSLAPPかどうか審理する。

審理は二段階ある。最初は私の方に立証責任が回ってくる。第1段階の立証責任は、オリコンの提訴の背景に、私の発言がpublic interest (公益) に関するpublic speech (意見表明) があることを事実として示すこと。これは取材に答えて掲載された雑誌の記事があるから、裁判所にそれを示せばよい。

次にオリコン側の立証責任は、この裁判は私が言っているような嫌がらせ目的ではないと示すこと。50%以上の確率で嫌がらせではないと示せばいい(probability to prevail)。これは基準は緩すぎるとSLAPP規制派からは批判されている。

が、ここで失敗することが多い。例えば「名誉毀損」で提訴すると、原告は被告の発言にactual maliceがあることを証明しなくてはならない。この法理は「現実の悪意」と翻訳されるが、もっとわかりやすく言えば「憎悪に基づいて相手を傷つけようとする意思が形になって現れていること」を意味する。が、新聞や雑誌などの記事のようにプロの言

論人がつくった出版物に「相手を傷つけようとする憎悪に基づいた意思」など普通はない。つまり原告に「現実にはほとんどありえないこと」の立証を課しているのです、第2段階で原告がつまづくことが多い。

この審理にかかる時間は、カリフォルニア州裁判所でだいたい3 - 4カ月。時間が日本の民事訴訟よりはるかに短い。が、この制度が本当にすごい点は別にある。審理の入り口の段階で、入場資格があるかどうか裁判所として審理する価値があるかどうか審査することだ。だから提訴しても「これはSLAPPだ」と裁判所が判断すると、入り口で棄却されてしまう。まさに「門前払い」である。

■弁護士費用も取れる

アメリカの裁判で最も時間がかかるのは、審理に入ってから証拠・証人調べ。アメリカの弁護士は料金が時間制（タイム・チャージ）で、1時間350～500ドル（約3万5千円～5万円）。日本で法テラスにクレジット破産などで相談に行くと1時間1万円だから約100ドル。私が取材したサンフランシスコのSLAPP訴訟では、弁護士への着手金だけで450万円かかったという例があった。

アメリカでSLAPP対策を専門にしている弁護士に「日本で弁護士にいくら払ったんだ」と聞かれた。「一審の弁護団に100万円、二審の弁護団にも100万円」と答えた。「何時間で100万円なんだ」と聞くから「裁判が終わるまで」と答えた

ら、絶句してしまった。しかも一審、二審通して7人の弁護士が裁判が終わるまで付き合ってくれて2万ドルだと言ったら「そんな値段はアメリカではあり得ないぞ」(笑)。それぐらいアメリカの弁護士料金は高い。だから裁判を起こされただけで、弁護士費用が払えなくて破産することが起き得る。反SLAPP法がなかった時に、SLAPPを起こされて家を売らざるを得なかった人がたくさん出たそう。アメリカでお金がなくなった時の唯一の財産は家屋なので、弁護士費用が払えなくて家を差し押さえられることが頻発する。それも反SLAPP法ができた社会的背景だ。「どうして合衆国憲法修正1条(言論の自由)で保障された権利を行使しただけなのに家を失わなければいけないのか」という疑問から出発している。

最大の特徴は、弁護士費用を原告に負わせることだ。裁判所が提訴をSLAPPと認定、棄却したら、提訴した側がされた側の雇った弁護士費用を負担しなければいけない。反SLAPP法の弁護士費用の移転条項(Attorney Fee Shift Division)という。

この法律を聞いてがく然とした。本当に、ぼくもカルフォルニアに生まれていれば良かった(笑)。

SLAPPを起こした側は、その瞬間に相手の弁護士費用も払わなければいけなくなる。アメリカの弁護士費用はバカ高いから、自分が雇った弁護士への報酬を加えると軽く1000~2000万円がはね返ってくる。これはSLAPPの抑止としても

のすごく有効。こういう法律があればオリコンもちょっと考えただろう（笑）。「こういう提訴をしたら自分たちは大損するかもしれない」と、提訴への抑止として働く。この条項ができて何が起きたか。「SLAPP対策」というビジネスが成立してしまった。これは非常に重要なことで、弁護士が日本と比べ非常に多く競争が激しいアメリカでは、大企業から取れるということになると、情け容赦なく弁護士費用の獲得を図る。こうして「反SLAPPビジネス」が発生して、弁護士が参入してきた。

私が取材した反SLAPP専門の弁護士マーク・ゴールドウィッツはCalifornia Anti SLAPP Projectという団体を立ち上げて、弁護士を3人雇っている。パラリーガルスタッフが2人。NPOであると同時に弁護士事務所でもある。さらにそこで稼いだお金を使って、首都ワシントンで「反SLAPP法を連邦法でも制定しろ」というロビー活動を始めた。連邦法案を起草したのも彼らだ。それが下院に提出された。1992年にカリフォルニア州でこの法律が出来てから約20年。こうした資金の流れを得て、立法運動がアメリカ全体に波及するまでになった。

この金銭の流れを確保する法的枠組みは非常に大事だ。日本にも反SLAPP法の導入の可能性はあるが、そこに金銭の流れがなければ、ビジネスとして成立しない。弁護士が担当したがないだろう。日本ではこうした言論事件の弁護は収入になりにく

い。提訴される側には金銭の余裕がないからだ。弁護をすればするほど貧乏になっていく。弁護士が参入しない。日本で言論事件に詳しい弁護士は10〜20人くらいだろう。そのうち半数ぐらいは新聞社や放送の大メディアの顧問弁護士ではないか。市井の人々の言論の自由を守る弁護はビジネスとして成立しない。アメリカでは「ビジネスとして成立しなければ制度は機能しない」と、お金が回る仕組みを作っている。日本に応用する時に、この仕組みは重要ではないか。

サンフランシスコから車で4 - 5時間、砂利道の山道を走ってSLAPP訴訟の被害者、リッチ・マイヤースさんの山荘を訪ねた。20 - 30世帯ぐらいの小さな集落に住んでいる。この上流で採掘会社が露天掘りを始めた。さすがカリフォルニア。金を掘っていたようだ。「今でも金が出るのか」と聞いたら、本当に出るのだそうだ。プラントを造り斜面を水で切り崩して砂金を採る。

集落の取水源近くで土砂を切り崩したので、水が濁り始めた。マイヤースさんは住民を組織して反対運動を立ち上げた。ちなみにマイヤースさんはポテトチップスのセールスマンだったそうだ。取材したときはもう引退していて、65歳だった。

「採掘工事の環境アセスメントをしてほしい」と住民たちは郡政府に申請した。すると採掘会社が訴訟を起こしてきた。その訴訟内容がすさまじい。住民運動のウェブサイトには採掘現場の写真を掲載した

のは「企業秘密の漏洩」「撮影は私有地侵入」だという。1億円の損害賠償請求だった。しかも地域の住民10人をまとめて訴えた。彼らの弁護士や、支援をしていた環境団体まで被告に入っていた。

マイヤースさんの裁判は、5カ月ぐらいでSLAPPだと認められて棄却された。相手は控訴しなかった。私がマイヤースさんたちを訪ねたのは今年の2月。裁判所の裁定が出てから2カ月後だった。

マイヤーさんたちに「弁護士費用含め、いくらお金がかかったのか」と聞いたら「300ドル（3万円弱）」という。「その300ドルは何の300ドルなのか」と聞くと「裁判所の使用料」という。裁判所に場所代を払っただけだと。つまり日本でいう「印紙代」だ。住民側が雇った弁護士の費用は全部採掘会社側が払うことになり、採掘会社は工事を中止して撤退してしまった。それぐらい相手に対するインパクトは大きかった。

反SLAPPの弁護士、ゴールドウィッツさんはカリフォルニア州で反SLAPP法が制定される時のブレインにもなった。弁護士であると同時に、判例などの情報を集めたり、州政府に対し反SLAPP法の制定を求めた運動のリーダーの役割も果たした。こういう人たちがけっこう多くいる。サンフランシスコで取材した弁護士のカール・オルソンさんも言論問題を担当している専門家だった。「サンフランシスコ・クロニクル」という新聞の代理人もやっている。メディアに対して起こされた裁判も手掛

けいる。その彼によれば、マスメディアへの提訴でも、SLAPPと認定されて棄却された例はたくさんあるそうだ。

SLAPPの対策を専門にしている弁護士を探すのは、カルフォルニアに行ってみたら簡単だった。私のように日本で言論事件に強い弁護士を探すのに苦労したのとはだいぶ違う。

■悪用する権利はない

次にカリフォルニア州の州都サクラメントでの取材について。サクラメントにはカルフォルニア州議会があり、州知事がいる。ちなみに現在の州知事は映画俳優のアーノルド・シュワルツネッガー。

この州議会のスタッフに反SLAPP法の草案を書いた人がいたので訪ねた。ジーン・ウォンさんという中国系のアメリカ人。この人も弁護士で、州議会の司法委員会の上席スタッフ。州議員が法案を提出するとき、実際の文面を書く責任者でもある。

私がオリコン裁判で最も困ったことは、裁判所が提訴を正当と認めて審理を始めてしまったことだ。いったん裁判が始まれば、弁護士を雇う必要が生じ、費用や時間的な負担がかかった。「こんな裁判をなぜ不当提訴と棄却しないのか」と私は裁判所に抗議したが、裁判官の答えは「烏賀陽さん、誰にだって裁判を起こす権利は保障されていますから」だった。

ウォンさんにオリコン裁判の一部始終を説明して、同じ質問を試してみた。彼の答えは明快だった。

「裁判を起こす権利はアメリカでも合衆国憲法修正7条で保障されている。しかし裁判を悪用する権利は誰にもない」。ウォンさんはSLAPP規制推進派でもないし、運動家でもない。議会のスタッフだから中立的立場にいる。その人がそう即答してしまうのだから、アメリカ人の間ではコンセンサスができています。これが日本では裁判官ですら、まだコンセンサス=共通認識になっていない。

私は日本に帰って、裁判官、学者、ジャーナリストなどいろいろな人にその質問を試してみた。答えはいつも同じだ。「裁判を悪用する権利はもちろん誰にもない。が提訴する権利は誰にもある」。これは正反対だ。そんな発想では、いつまで経ってもSLAPP問題は解決しない。

SLAPPという言葉を作った学者も訪ねた。「SLAPPs」(テンプル大学出版会)の著者でもあるペネロペ・キャナンという女性の社会学者とジョージ・プリングという男性の法学者。キャナンさんは現在フロリダ中央大学で環境社会学を教えている。日本のつくばに2年住んでいたそう。日本をよく知っていて、私が置かれた状況もよく分かっていた。キャナン教授の話は実に興味深かった。「SLAPPはスウェーデンでも起きている。カナダでもシンガポールでも起きた」と教えてくれた。なぜSLAPPのような民主的権利の侵害が民主主義国で起きるのか。「住民が企業の活動に対して声を

上げる機会が増えるのは、その国が民主主義国として成熟しているからなのです」とキャンナン教授は言った。

確かにその通りだ。日本でも西暦2000年以降SLAPPが多発している。1990年代に日本で特定非営利活動法人（NPO法人）法ができ、2000年をすぎて情報公開法が施行された。アメリカで言う「パブリック・シチズンシップ」（市民による社会参加活動）が勢いを増してくる。つまり民主主義として成熟してくる。それに対して企業が自分たちの利益を守ろうとして訴訟を起こす。こちらは「資本主義として成熟してきたからだ」という。

キャンナン教授の定義によると、SLAPPは「資本主義的自由と民主主義的自由の衝突だ」という。だから民主主義が成熟していない国ではSLAPPは起きない。確かにその通りだ。中国ではまだ起きないだろう。住民が反対運動を起こすと、官憲が刑事罰として取り締まる。「民主主義と資本主義が成熟した国はどこでもSLAPPは起き得る。これからもなくなるならない。日本でもヨーロッパでもなくなるならないだろう」とキャンナン教授は言う。

アメリカで23日間調べた結果、27州・1地域のどこもカリフォルニア州の州法をお手本にしていることがわかってきた。成文法でSLAPP被害を規制しているのが26州・地域。どの州でも「審理に入る前に動議を出して、訴えられた方に金銭的、時間的に損害が発生する前に裁判を棄却してしま

う」「弁護士費用を原告に負担させる」の二点はどこも共通している。

日本にも反SLAPP法をつくる時には、この二点キモになるだろう。僕はそう感じる。日本では判例を待っていては時間がかかりすぎる。成文法を作らねばならない。カリフォルニアと同じように「民事訴訟法の改正」という形にすればいい。

ここまで「反SLAPP法」という言葉を使った。「SLAPP規制法」と言っていないことに注意してほしい。「提訴する権利は保障する。が、審理に入って時間的、金銭的損害が出る前に裁判を止める」というのが、反SLAPP法の趣旨。日本で反SLAPP法を作るときも「提訴権そのものは守る」「しかし被害は食い止める」というポイントがキモになる。その意味でもカリフォルニア州法は応用可能だ。

SLAPP被害の保護対象をどこまで網を掛けるのかは、各州で少しずつ違う。カリフォルニア州は最も保護対象が広く、市民運動、住民運動といった市井の人たちから職業弁護士、マスコミ言論人など全部入っている。Public speech (公的意見表明) を非常に広く解釈している。当たり前のように見えるが、ニューヨーク州は保護対象からマスコミを外し、その代わりにマスコミの言論の自由は別の法律で守っている。市民運動、つまり非職業言論人の言論の自由を対象として最大限に被害を防止するという

方式になっている。

フロリダ州は、市民が政府に申し立てた陳情に対する提訴だけをSLAPPかどうか審査する。先ほど述べたマイヤースさんは「環境アセスをやってくれ」と郡政府へ働き掛けたことをきっかけに提訴された。そんな「政府への働きかけから発生した訴訟」を対象にしている。

こういう例は案外たくさんある。「うちの子供の担任はろくでもない教師だ。怠けるし、体罰ばかりしている」と、親が教育委員会に苦情を申し立てたとする。こうした親を教師が名誉毀損で訴えた訴訟が実際にある。あるいはユーザーが「うちのトヨタ車のアクセルが掛かりっぱなしになる」とFTC（連邦運輸委員会）にリコールを求めたとする。そのユーザーをトヨタが営業妨害や名誉毀損で民事提訴することもできる。そうした「市民が政府に働き掛けること」をSLAPPで妨害しちゃだめ、というのがフロリダの法律。

■マスコミは保護対象になるか

日本に反SLAPP法を導入する時に最大の論争になるのは、おそらく「マスコミを保護対象として入れるのか」だろう。アメリカでも議論に決着が付いていない。カリフォルニア州はマスコミも保護対象にしているが、ニューヨーク州は保護対象にせず別の法律で守っている。現在提出されている連邦法案はマスコミも保護対象に入れようとしているから、アメリカ全体の趨勢としてはマスコミも保護対

象に入ると考えられる。

私が非常に興味を持ったのは、アメリカではいまブロガーが多数訴えられていること。アメリカで今いちばんSLAPPの対象になっているのはブロガーだ。「インターネットの書き込みを反SLAPP法の中でどう扱うか」が、いま最大のホット・イシューとなっている。カリフォルニア州のほか多数の州はブロガーも保護対象にしている。

日本ではプロバイダーに対して「情報発信者開示請求」ができる。書き込み、ブログ、ツイートでの匿名の発言は「プロバイダー責任制限法」で発言者の氏名や住所を特定することができる。つまりその発信者を特定して民事訴訟を起こせる。インターネットが出てきて言論の発信が市民にとって非常に簡単になってきたので、SLAPPで提訴される対象が爆発的に広がっている。インターネット時代、反SLAPP法はどうあるべきか。アメリカでも反SLAPP法施行後約20年がたって新しい議論の段階に入っている。

日本でもブロガーがSLAPPで訴えられる時代がきている。私が取材を始めてみると日本でもブロガーが民事提訴された例は3件ほどあった。刑事告訴までされた例もあった。消費者情報を開示しようとした人たちが、民事提訴されている。

日本でもインターネットの市民の情報発信の主流である時代がきた。これは反SLAPP法を真

剣に議論するいいチャンスだと思う。くれぐれも忘れてはいけないのは、インターネットの言論だけを反SLAPP法の保護対象にするのではなく、いかなる形での意見表明も保護することだ。

たとえば住民運動。低層住宅地にある自分の家の隣に14階建てのマンションができるとする。日照権や風害で条件の折り合いがつかない。反対運動をする。自宅の敷地内にのぼりや看板を掲げる。すると民事提訴された例が実際に千葉県船橋市にある（フージャース訴訟）。

会社で不正融資を見つけマスコミに告発したら、会社から守秘義務の漏えいで提訴された（新銀行東京訴訟）。リストラされたので労働組合を作って抵抗したら、民事提訴された（DHC訴訟）。職場であれ家庭であれ、私たち市民が意見表明することすべてが「言論」だ。本来日本国憲法21条が保護する「言論の自由」とは「市民の意見表明の自由」だ。「マスコミの自由」「報道の自由」イコール「言論の自由」ではない。ゆえに、ありとあらゆる市民の意見表明を保護するために反SLAPP法はある。

考えてみれば、21世紀の今、世界の中でも民主主義国のはずの日本で「言論の自由」について論じなくてはならないなんて、本当に変な時代だ。私たちの先達が日本国憲法をつくってから60年以上たっているはずなのに、なぜ言論の自由や、市民の発言の自由を保護しなくてはならないか、きわめて奇

妙な現象だ。アメリカでSLAPPの被害に遭った人たちも「何で21世紀にもなって、おれたちは言論の自由のために闘わなくてはいけないのか。18世紀に終わった話だと思っていた」と同じように言っていた。

■これからの時代に必要な法律

いま新しい論点が私たちの目の前に横たわっている。

私は自分で望んでオリコンに訴えられただけではないが（笑）、偶然非常に深刻な問題に突き当たってしまった。だから、ライフワークとしてこの問題に取り組もうと思っている。何とか自分が生きているうちに日本に反SLAPP法ができてほしい。これから5年か10年たてばSLAPPは必ず社会問題化する。反SLAPP法がないと、いくらインターネットが普及しようと、市民の発言は民事提訴でどしどし妨害される。その果てにあるのは民主主義の空洞化だ。

最終的な解決方法は国会が反SLAPP法を賛成多数で可決することしかない。SLAPP被害防止が世界の大勢になっていることを、市民の言論に嫌がらせをする連中に分からせなければいけない。

そのためのささやかな努力をきょう、この場から始めたい。皆さんも今日お帰りになったら「こんなことがあるんだって」というような話を、ブログでもツイッターでも、口コミで広げてほしい。少いで

もSLAPPについて認識が広がってほしいと考えている。

【質疑応答】

Q 日本の裁判所で、嫌がらせ提訴は権利の濫用として論じられているのか。

A 答えはノーです。オリコン裁判でも「この提訴は提訴権の濫用だ」という主張はかなりねちっこくやった。一審では訴訟権の濫用としてオリコンに対して1千万円の損害賠償訴訟を起こした。が、東京地裁はそれをまったく認めなかった。二審は東京高裁の裁判官と弁論の準備などのため法廷外の書記官室で23回、意見を交換した。かなり詳細な議論をしたが、どうしても「提訴権の乱用」は認めなかった。裁判官の1人は「訴訟権の濫用(を認めるの)は無理だ」とはつきり言った。裁判所にとって訴訟権の濫用を認めるのはかなりの例外的な事項なのだと痛感した。

事実を調べてみると、訴訟権の濫用を禁じたり罰したりする法律の条文はどこにもない。民法にも民事訴訟法にもない。過去に訴訟を権利の濫用として認めた例としては、調べた範囲では2件あった。1件は武富士裁判で、名誉棄損で訴えられたジャーナリストの反訴。ただし、これは武富士の会長が電話の盗聴で逮捕された後のことなので、例外と見たほうがいい。

もう一つは宗教団体が被害者団体の弁護士に対して3億円を請求する訴訟を起こした例。弁護士は反

訴して最高裁まで争い勝訴した。その判決の根拠は「3億円という金額がきわめて恫喝的だ」という点。ただし提訴そのものを不法行為とは言っていない。

この判決の後、日本のSLAPP訴訟での請求金額は億円単位から千万円単位に値下がりしている。こちらは正当な請求として認められている。いまのところ額の多寡の問題でしかない。あるいは武富士事件のように提訴した側が刑事被告人として逮捕されない限り、裁判所が訴訟権の濫用を認めることはまずないというのが現状だ。

Q 日本では反SLAPPの弁護士が、別の場面ではSLAPP訴訟を起こす側に立つこともある。アメリカでも似たようなことはあるのか。

A カリフォルニア州で取材した言論問題の弁護士5、6人のうち、提訴も弁護もするのは1人だけだった。ひとつには弁護士の思想信条の問題。どっちからお金を取った方が得かという問題だと思う。アメリカはもともと言論の自由を専門領域とする弁護士が非常に多い。そういう人たちのことを、合衆国憲法修正1条にちなんでFirst Amendment Lawyer (修正1条弁護士) という。ロースクールから既にフリースピーチのコースがある。弁護士の専門分科会としても、たとえばカルフォルニア州弁護士協会の中にフリースピーチ部会がある。それだけ言論の自由をめぐる裁判がたくさん起きる。

アメリカは弁護士の数が多いので、企業の法務部にも弁護士が就職する。カリフォルニア州新聞協会に取材に行ったら、そこにも専従の弁護士が3人いた。その仕事を見ていると、これは新聞協会や新聞社、出版社の法務部がやっている仕事と同じだと気が付いた。アメリカのロイヤーには、法廷弁護士と事務弁護士の2種類がいる。アメリカでSLAPPの対策をやっているのは法廷弁護士。

アメリカの最高裁判例では、名誉棄損で訴えて勝つ可能性はまずない。名誉棄損で訴えられてまず負けるのは日本だが、アメリカでは勝てない。これは立証責任が逆だから。日本では訴えられた側が「名誉棄損ではない」という証明責任を負わせられる。アメリカでは訴えた側が「名誉棄損である」と証明する責任がある。まったく真逆だ。名誉棄損であると成立させる条件はきわめてハードルが高い。これは1964年にアメリカ最高裁判例で確定し、それ以後まったく動いていない。

これは「actual malice」の法理と呼ばれる。

「現実の悪意」と日本語には訳されているが、これでは何のことかわからない。「相手を傷付けてやろうという憎悪に基づいた悪意があり」かつ「それが記事、出版物に実際の形に伴って表れていること」を証明しなければ、名誉毀損は成立しない。そういう意味だ。

ふつう、プロの書いた新聞などの文章で「相手を傷付けてやろうという悪意や憎悪が、形になって表れ

ている」なんてあり得ない。これは事実上あり得ないというハードルを原告の責任に課していることであり、つまりそれほど言論の保護に裁判所が厳格。そういう意味だ。

同じ1964年の最高裁判例の中で、ある裁判官は「合衆国憲法が保障する言論の自由の中には、相手を不快にする権利も含まれる」とはっきり言っている。悪口を言うのも言論の自由だし、相手がムツとするのも言論の自由だと。言論の自由を扱うアメリカの弁護士に質問したら「ネオナチにも発言の自由はある。言論の自由はネオナチにも適用される。KKK（白人至上主義のテロ団体）にも修正一条は適用される」とはっきり言った。これはアメリカと日本の法文化の違いだろう。日本では「言論には何らかの秩序が必要だ」「相手を不快にさせてはいけない」と思っているフシがある。私はおかしいと思う。批判や対論、議論、討論は必ず相手を不快にさせる要素を含むはずだ。

Q 日本の裁判所は判例主義に陥って、自発的に言論の自由を認める判決を出すことはないのでは。日本のマスコミは中立と言いながら、まったく中立ではない。初めから立場を明確にした上での言論もあるはず。

A SLAPPに対する法律を調べれば調べるほど、日本にこの法律を持ってくる時にいちばん大きな議論のポイントになるのは、日米のマスコミの違

い（特に記者クラブ系につらなるマスコミ）と、裁判所の位置付けだと思った。日本ではマスコミと裁判所が「権力の執行機関」になってしまっている。市民の民主主義的権利を守る機能を放棄している。私は朝日新聞に17年間勤めたが結論としてそう言わざるを得ない。マスメディアは「そんなことはありません」と口では言うが、それだったらまず記者クラブを廃止すればよい。いまの日本の新聞、テレビは純然たる権力執行のための情報を流している。市民の代表として権力と対峙しているとはどうひいき目に見ても思えない。カリフォルニアのようなりべラルな州に行くと悔しく思うのは、彼の地では「新聞などマスメディアは市民の代表」という意識が非常に強いこと。市民側にそういうコンセンサスができているし、記者たちもそう自覚している。

カリフォルニア新聞協会に取材に行った時、法務部長のトム・ニュートン弁護士に協会に加盟している新聞は何社かと聞いたら、230社あるという。「そんなにたくさん新聞社があるんですか」と驚いていると「高校生新聞と大学のキャンパス新聞も会員社だからね」と言う。彼らが言うfree press（プレス°の自由）には、高校の学校新聞とか大学のキャンパス新聞も入ってくる。当然反SLAPP法も情報公開法も全部適用される。彼らにとって新聞はそれくらい身近で自分たちと一緒に育ってきた存在だ。ここで私は決定的な違いを見せられた気がした。日本に反SLAPP法を持ってきて、新聞、テ

レビ、雑誌に対する民事提訴を制限しようとする
と、必ず起きるだろうと予想しているのは「またマ
スコミに特権を与えるのか」という批判だ。報道被
害に対して民事訴訟で対抗することが、SLAPP
Pとして除去されてしまう危険性が残っている。反
SLAPP法を制定するとき、裁判所の審理の基準に
「原告と被告の力の差」といったものを考慮しなく
てはいけないのではないか。無条件の保護を与える
ことができるほど、日本のマスコミは市民の支持を
得ていない。

裁判所の問題だが、オリコン訴訟で33カ月間、
裁判官を目の当たりにした経験から、絶望的、悲観
的なシナリオを描いている。日本の裁判所は権力の
執行機関、あるいは秩序を維持するための機関とな
っていて、国民を権力から守ったり民主主義的な権
利を保護するための機関としては機能していない。
われわれが裁判所に権威を付与しているのは、民主
主義的な権利を守る機関だからだ。が、現実の日本
の裁判所はそんなことは全然やっていない。むしろ
市民の自由に敵対的だ。

うそだと思うなら、オリコン訴訟の判決文を読み
直してほしい。最悪だ。取材を受ける人間に名誉棄
損の責任を負わせるのなら、国民がマスメディアを
通じて意見を表明する権利を奪うことになる。判決
文を書いた綿引穰裁判長は、自分が書いた判決が国
民の民主主義的権利を侵害してしまうことを気が付
いていない。あるいは、気が付きながら故意に権利

侵害を犯している。オリコン事件をはじめ、名誉毀損事件の審理を見ていると、日本の裁判官は、記事を一字一句添削して判定する「検閲官」のように振る舞っている。

そういう裁判所に「民主主義の砦」という機能は期待できない。裁判所を従わせるには法律しかないというのが私の結論。もう一つわれわれが思い出すべきなのは、法律は「裁判官のもの」でもないし「弁護士のもの」でもないし、まして「官僚のもの」でもない、ということ。それは「僕らのもの」なんだから、おかしいと思ったら一つ一つ変えればよい。法律は我々の手の中にある。

たとえば参議院選挙。選挙期間中にホームページを書き換えたり、ブログを更新したりツイッターに書いたりすると公選法違反だと、総務省の官僚が解釈で決めている。いつの間に「選挙」という最も民主的権利の行使基準を官僚が自由に決められるようになったのか。国民の代表が選挙で送り込まれている国会しか法律は作れないはずだ。そんなアンシャン・レジームの残党を一つ一つたたきつぶしていくためには、法律を作って地道にやるしかない。私はそのための一つの戦場として反SLAPP法があると思っている。

Q 日本国憲法と言論の自由、反SLAPP法の中からみについて。

A 21条の「言論の自由」が想定していたのは「戦前型」の「公権力」「政府」による暴力だ

った。しかし現在の日本の民主主義の危機はそれ以上の事態を迎えている。企業などの「非政府権力」あるいは「私権力」が民事訴訟を使って国民の発言の自由を封じている。私が繰り返しSLAPPを「憲法21条に触れる問題だ」と言っているのは、それが「憲法問題」という価値のある深刻な民主主義へ挑戦だからだ。いまの日本はあらゆる意味で制度疲労を起こしている。SLAPPは、この国が本当に次の時代の民主主義国家になれるかどうかの試金石になるだろう。

多くの日本人は「我が国の言論の自由は大丈夫だ」と思っているようだが、オリコン裁判を経験かした私は「大丈夫ではない」と思う。自宅にある日突然、東京地裁から手紙が来て「20日以内に返事をしないと5千万円の借金を負います」という手紙が来る。「赤紙」「召集令状」が来るのとどこが違うのか。33カ月間も戦場に放り込まれたような恐怖と苦しみを味わって、日本の民主主義がどれほど劣化しているかを痛感した。

裁判所の判断を「社会の最終解決」のようにありがたがる必要はもうない。今の日本の裁判所は市民の民主主義的権利を守る役割を放棄しているのだから、そんな機関に権威を認める必要もない。どうして裁判官が「君の言ってることは名誉棄損だね」と言論の内容についてわかるのか。裁判官と33ヶ月間接してわかった。彼らは「法律の専門家」かもしれないが「言論の専門家」ではない。

言論は言論で解決すればいいのだ。私たちは、自分で決めることを回避しているうちに、裁判所に判断を押しつけ、やがてあたかも裁判所の判断が社会の最終判断であるかのように誤解しているのではないか。言論の紛争は言論で決着させればいい。裁判所含め権力を介入させるのは本来不健康なことだと思わなくてはならない。

アメリカ人は裁判所を屁とも思わないところがある。たとえば「裁判を受ける権利」を合衆国憲法修正7条で“right to a jury”という。「jury」とは「陪審」のことで「裁判官」ではない。アメリカでは民事裁判も陪審員制度だ。彼らの発想では「裁判を受ける」とは「職業裁判官の判決を受けること」ではなく「民衆の代表である陪審員の評決を受けること」。職業裁判官ですら権力の一部だから信用しない。それより人民の代表である陪審員の評決の方を信用する。合衆国憲法がそう言っている。是非は別として、そこまで権力に懐疑的なスタンスを僕らはもうちょっと見習ってもいい。

なぜ反SLAPP法が必要なのか。「被害者が出ているから」という1点に尽きる。何らかの法的な措置を講じないと、今後何人もの被害者がどんどん出る。SLAPPを起こされ、船橋市のマンション反対運動のおじさんは呼吸不全で入院した。不正を告発した新銀行東京の元行員は心労で抑うつになった。そんな被害例が山のようにある。

この被害状況は「公害」に似ている。日本は1960年代に公害に直面、被害者の救済をどうするかを社会規模で真剣に議論した。水俣病でもイタイイタイ病でも四日市ぜんそくでもそうだった。そこで出た結論は「企業の自由」（資本主義的権利）より「市民の権利」（民主主義的権利）の方が優る、という判断だった。「被害者の救済を急ぐ」というコンセンサスがあった。それをもう一度やればよい。

Q 日本のSLAPP被害はどれぐらいあるのか。内部告発など市民の共通の課題としてクローズアップさせる必要がある。

A つてをたどって聞き回り、10 - 15件ぐらい把握できたかなという段階。「環境法律家連盟」の弁護士からは2、3例が入ってきた。いま争いの真ただ中になっているのは、山口県祝島の原発建設に関する反対運動。もう一つは沖縄本島北部の東村・高江地区に建設されているヘリ・パッドの反対運動に対して、防衛施設庁がSLAPPを起こした。座り込み住民を排除するための訴訟が起こされている。そのほかマンション反対運動のネットワークに聞くと、千葉県内でマンション反対運動に対するSLAPPが3例か4例起きているという。

こうした運動にかかわる人たちは「SLAPP」という法概念を知らない。自分たちが起こされている訴訟がSLAPPだという認識がなく、まじめに法廷内の論争を受けて立ってしまう。SLAPPだという認識がないから、環境問題、マンション問題、組

合運動と、同じようなSLAPPを起こされた人たちの間に横の連絡がない。孤立したままだ。SLAPP被害者のネットワークを何とか作れないかと試行錯誤している。とりあえず、東京近辺の4例の被害者の方をインターネットでネットワークした。

反SLAPP法をとりまく環境の違いとして、日本のマスメディアの読者との位置関係は、アメリカのマスメディアとはあまりに遠いと感じる。例えば、読売新聞は部数偽装問題を報道したジャーナリストをSLAPPで苛めている。それも4件も5件も。報道企業がSLAPPを起こすようではもう末期だ。

新銀行東京の内部告発者は「週刊現代」（講談社）と「サンデープロジェクト」（テレビ朝日）で、実名で証言した。銀行幹部と都庁幹部の会議記録や音声録音まで公開した。もっとも内部の情報を、もっとも信頼できる形で告発した、非常に貴重な取材源だ。ところが、この人が新銀行東京に守秘義務違反で訴えられるというSLAPPを受けた時、講談社もテレビ朝日も支援しなかった。完全に見殺しにした。テレビ朝日は毎日新聞の取材に「当事者でもない訴訟にかかわることはありえない」と言ってしまった。馬鹿の極みだ。取材源が民事訴訟で攻撃されているのに、メディアが取材源を守ってやらなかったら、誰もマスメディアに内部告発なんかしない。

新銀行東京裁判の結末はあまりに深刻だ。新聞やテレビは無視しているが、これは報道のSLAPP訴

訟への敗北だ。「講談社とテレビ朝日という大手マスメディアが内部通報者を守らなかった」「内部告発しても守ってくれない」「だから調査報道など協力すべきでない」という敗北宣言になった。

報道の敗北は民主主義の敗北でもある。「マスメディアを通じて発言する権利」の侵害だとも言えるだろう。そんな国民の民主主義的権利を守る気が日本のマスメディアにはあるのだろうか。残念ながら、いくら釈明しようとも、彼らの行動は「ノー」と言っている。報道に携わっている者として本当に深刻さを感じる。

そういうマスメディアを反SLAPP法の対象に含めるのは、非常に引っ掛かる。日本のマスメディアには民主主義の担い手としてもう少し高い水準の自覚を期待していたが、現実を知れば知るほど失望するばかりだ。

内部通報者を保護する法律も抜け穴だらけだ。現在の「公益通報者保護法」は、刑法に触れるような犯罪行為を通報した者にしか適用されない。適用されるのは暴力団とかテロリストとかの組織犯罪くらいだろう。銀行の内部不正やインサイダー取引の通報などは、ほぼ保護されない。

「公益通報者保護法」がこれほど抜け穴だらけだとは、案外みんな知らない。それでいて「通報者は法律で保護されるから我が国の民主主義的権利は成熟した」と思ってしまふ。しかもその抜け穴のことをマスメディアが報じない。国民の大半は知らない

まま放置されている。

ここで、結果がブーメランのように戻ってくる。僕らはマスメディアを民主主義の担い手としてちゃんと育ててきたのだろうか。自戒を込めていうが、ここまで制度疲労が進んだいま「マスコミが悪いんだ」という釈明は通用しないと思う。マスコミが悪いのは、それを放置した我々が悪いのだ。新聞をボイコットして、読売や朝日の社長がひいひい言うぐらい兵糧攻めにしてしまえばいい。そうでもしないと僕らの意思は伝わらない。彼らは私たちの民主主義的権利を守らない、権力の末端のような装置として存在し続ける。そういう悪循環をそろそろ断ち切るのだ。そうしないと、ますます民主主義は制度疲労に陥っていく。それを何とかしないといけないという時代がきている。(まとめ = 都田穂波)

(2010年6月22日 東京・春日の文京区シビックセンターにて)